

電力託送料金の審査方法等について

令和2年2月17日（月）



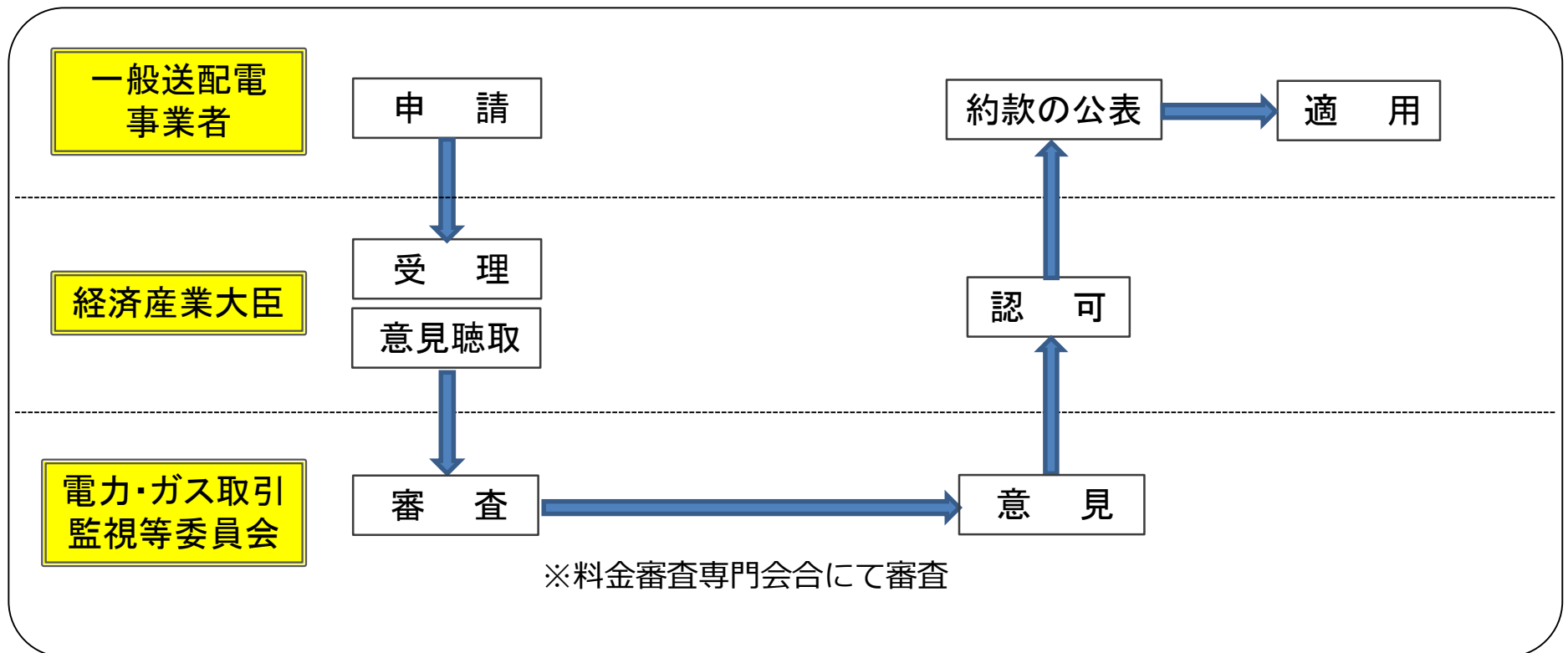
電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

- 1. 託送料金認可手続について**
2. 電力・ガス取引監視等委員会について
3. 託送料金の審査について

1. 託送料金認可手続きについて

- 託送料金については、電気事業法第18条の規定に基づき、一般送配電事業者から認可申請が提出された場合、経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行う。
- 一連のプロセスに要する期間は、案件、状況等により異なるものの、申請受理後の標準処理期間は4ヶ月となっている。

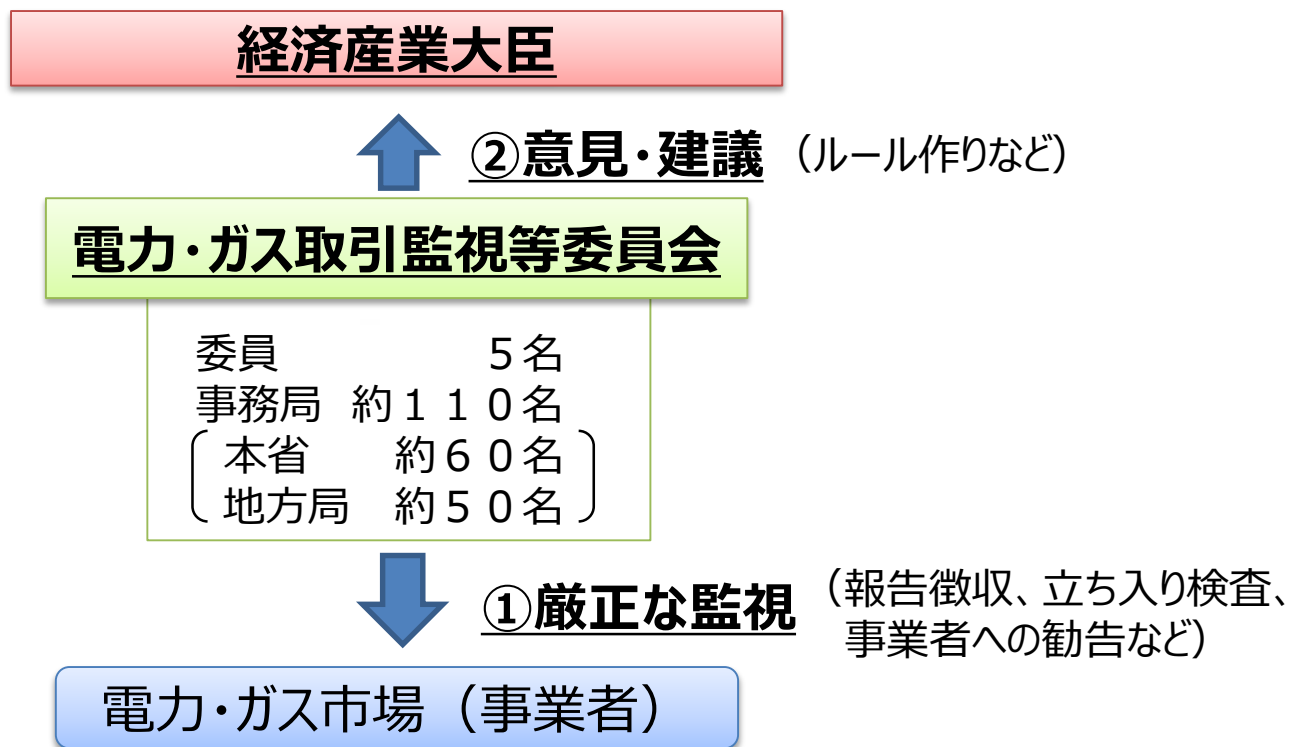
託送料金認可プロセス



1. 託送料金認可手続について
- 2. 電力・ガス取引監視等委員会について**
3. 託送料金の審査について

2-1. 電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力・ガスシステム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、経済産業大臣直属の組織として、平成27年9月に設立。
- ①適正な取引が行われているか厳正な「監視」を行うほか、②必要なルール作りなどに関して経済産業大臣へ「意見・建議」を行う。



2-2. 電力・ガス取引監視等委員会事務局の監視業務イメージ

- 委員会は、新規参入者も含めた健全な競争が確保されるよう、監査、報告徴収、立入検査などにより、厳正な監視を行う。
- 不適正な行為があった場合、委員会は自ら事業者に対して業務改善勧告を行うほか、大臣に対して、事業者に対して業務改善命令を行うよう勧告を行うことができる。

【監視すべき行為の例】

消費者への対応

- ◆ 需要家が解約を申し出た際に、申し出に応じない／法外な額の解約金を請求する
- ◆ 苦情や問い合わせにまともに対応しない

新規参入者（競合者）への対応

①市場支配力の行使

- ◆ 大手が新規参入者に対抗して、著しく低い小売料金を提示する
- ◆ 大手が新規参入者への電気の卸売に関して、正当な理由なく、供給量を制限する／高額な料金を設定する

②送配電部門

- ◆ 新規参入者の発電所より自社の発電所を優先的に送配電ネットワークに接続する
- ◆ 送配電業務で知った新規参入者の情報を自社の営業部門に伝える

2-3. 委員長・委員構成

- 委員は、**法律**、**経済**、**金融**又は**工学**の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫
(委員長)



稲垣 隆一
(委員長代理)



北本 佳永子



林 泰弘



圓尾 雅則



【経済】

大阪大学 名誉教授
アジア成長研究所 所長

【法律】

稲垣隆一法律事務所
弁護士

【会計】

EY新日本有限責任監査法
常務理事
シニアパートナー
公認会計士

【工学】

早稲田大学大学院
教授

【金融】

SMBC日興証券
マネージングディレクター

1. 託送料金認可手続について
2. 電力・ガス取引監視等委員会について
3. **託送料金の審査について**

3-1. 託送料金審査について

- 電力会社から経済産業省に提出された認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、「電気料金審査専門会合」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。直近では平成27年に実施。
- 電気料金審査専門会合がとりまとめた査定方針案をもって、電力取引監視等委員会（当時）において検討を行い、査定方針を策定。

検討の経緯

平成27年

- 7月29日 北陸電力、中国電力、沖縄電力より託送料金認可申請の提出
- 7月31日 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力より託送料金認可申請の提出
- 9月1日 経済産業大臣より電力取引監視等委員会（当時）へ意見聴取

<電気料金審査専門会合において審議>

- 第1回(9月4日) 概要説明①（北陸、中国、沖縄）
- 第2回(9月7日) 概要説明②（北海道、東北、東京、中部、関西、四国、九州）
- 第3回(9月10日) 前提計画（需要想定・設備投資計画）、個別の原価①（人員計画・人件費）（北陸、中国、沖縄）
- 第4回(9月18日) 個別の原価②（経営効率化計画、設備投資関連費用、修繕費、スマートメーター関連費用）（北陸、中国、沖縄）
- 第5回(10月8日) 個別の原価③（燃料費、購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益）（北陸、中国、沖縄）
※以降、委員が3人1組になって査定方針案の検討
- 第6回(10月22日) 制度変更等に係る論点①（需要地近接性評価割引、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、系統連系技術要件）（10社）
- 第7回(10月30日) 制度変更等に係る論点②（調整力コスト、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し）（10社）
- 第8回(11月6日) 制度変更等に係る論点③（需要地近接性評価割引）意見募集の結果報告（10社）
- 第9回(11月13日) 制度変更等に係る論点④（調整力コスト）、費用の配賦・レートメイク、検討を深めるべき論点①（10社）
- 第10回(11月20日) 検討を深めるべき論点②（高経年化対策、調整力コスト）（10社）
- 第11回(12月2日) 査定方針案の検討（10社）
- 12月2日 電気料金審査専門会合において査定方針案をとりまとめ
- 12月11日 第14回電力取引監視等委員会（当時）において査定方針を策定
- 12月18日 認可

3 - 2. 平成27年時の審査のポイント

個別費用の審査（北陸・中国・沖縄電力）

●人件費

- ・北陸・沖縄電力は、1人当たり販売電力量の水準（生産性）が低いことから、相応の人員分の給料手当等を減額
- ・中国電力は、年金資産の期待運用収益率を1.3%から2.0%に変更して託送料金原価に反映

●設備投資関連費用（減価償却費、固定資産除却費、事業報酬）

- ・先行投資及び不使用設備等をレートベースから減額及びこれに係る減価償却費について減額

（高経年化に係る設備投資計画）（設備投資関連費用の内数）

- ・北陸電力は、鉄塔・コンクリート柱等の申請数量が過大なもの、電線・光搬送装置等の申請単価が過大なものをレートベースから減額、中国電力は、鉄塔・変圧器等の申請単価が過大なものをレートベースから減額。これらに伴う減価償却費等を減額

●修繕費

- ・先行投資及び不使用設備等に係る修繕費を減額

●その他（購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益等）

- ・北陸・中国電力は、購入電力料・託送料の一部について、自社に適用される事業報酬率で交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る部分を減額
- ・北陸電力は、電力システム改革に伴うシステム開発費用について、原価算定期間において実施する必要性のない部分及び過大な部分を減額
- ・普及開発関係費のうち新聞・テレビCM等について、電気の安全など公益目的の情報提供を認めるが、HPやパンフレット・チラシ等利用したものなど、厳に必要なもの以外は減額

●効率化計画（修繕費、その他経費等の内数）

- ・北陸・沖縄電力は、エスカレーションを織り込んでいる費用のうち、その部分を託送料金原価から除く

制度変更等に伴う審査（10社）

●調整力コスト（人件費、設備投資関連費用等の内数）

- ・周波数制御・需給バランス調整のための固定費について、小売電気事業者が負担すべきと考えられる部分を減額
- ・沖縄電力は、地域の特殊性を考慮しつつ、調整力コストの算定にあつての考え方を他の9社と統一

●需要地近接性評価割引

- ・割引対象電源に低圧系統に接続する電源を加え、割引対象地域を市区町村単位できめ細やかに設定
- ・現在、割引の適用を受けている発電設備については、潮流改善への貢献や事業者の予見可能性を考慮し、暫定的な措置として引き続き割引の対象とする

●発電・送配電の設備区分見直し（減価償却費、事業報酬等の内数）

- ・沖縄電力を除く9社について、発電側にも利益をもたらす設備について区分を見直し

3-3. 平成27年審査における託送供給等約款の認可

- 平成27年12月18日、電力取引監視等委員会（当時）の下に設置された電気料金審査専門会合における審議結果も踏まえ、各電力会社の新たな託送供給等約款を経産大臣が認可。

託送料金平均単価（低圧向け）

標準的な電気料金に占める託送料金

	申請時の 託送料金単価	認可後の 託送料金単価
北海道	8.89 [円/kWh]	8.76 [円/kWh] (▲0.13円)
東北	9.76 [円/kWh]	9.71 [円/kWh] (▲0.05円)
東京	8.61 [円/kWh]	8.57 [円/kWh] (▲0.04円)
中部	9.03 [円/kWh]	9.01 [円/kWh] (▲0.02円)
北陸	8.08 [円/kWh]	7.81 [円/kWh] (▲0.27円)
関西	7.86 [円/kWh]	7.81 [円/kWh] (▲0.05円)
中国	8.45 [円/kWh]	8.29 [円/kWh] (▲0.16円)
四国	8.66 [円/kWh]	8.61 [円/kWh] (▲0.05円)
九州	8.36 [円/kWh]	8.30 [円/kWh] (▲0.06円)
沖縄	11.50 [円/kWh]	9.93 [円/kWh] (▲1.57円)

	申請時の 電気料金	申請時の 託送料金	認可後の 託送料金
	9,251 [円/月]	2,950 [円/月]	2,896 [円/月] (▲54円)
	7,637 [円/月]	3,018 [円/月]	2,976 [円/月] (▲42円)
	7,837 [円/月]	2,632 [円/月]	2,614 [円/月] (▲18円)
	7,838 [円/月]	2,787 [円/月]	2,763 [円/月] (▲24円)
	6,642 [円/月]	2,569 [円/月]	2,455 [円/月] (▲114円)
	8,037 [円/月]	2,586 [円/月]	2,558 [円/月] (▲28円)
	7,307 [円/月]	2,823 [円/月]	2,715 [円/月] (▲108円)
	7,353 [円/月]	2,820 [円/月]	2,778 [円/月] (▲42円)
	7,003 [円/月]	2,632 [円/月]	2,596 [円/月] (▲36円)
	7,895 [円/月]	3,681 [円/月]	3,184 [円/月] (▲497円)

※想定使用電力料は300kWh/月で統一

※全て消費税込みで、電気料金については、口座振替割引、燃料費調整、再エネ賦課金は含まない

3 - 4 . 新制度における審査プロセス・消費者の参画機会

- 新制度における審査プロセスの詳細設計は、今後公開の場で検討を行う予定であるが、各事業者の単位当たりコストを比較し、効率化が遅れている事業者の効率化を促す仕組みや、海外事例なども参考に、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた審査など、先進的な手法を導入していく予定。
- いずれにせよ、今後の議論にあたっては、消費者庁及び消費者委員会の意見もいただきながら、適切に詳細制度設計を行っていく。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合 委員等名簿 (敬称略・各五十音順)

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

(委員)

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー・公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ポストコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & パートナー

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(オブザーバー)

河野 康子 全国消費者団体連絡会 前事務局長

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

大森 崇利 消費者庁参事官 (調査・物価等担当)